

# 第36回全国「みどりの愛護」のつどい企画運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

全国「みどりの愛護」のつどいは、「みどりの日」の制定趣旨を踏まえ、4月15日から5月14日までの「みどりの月間」の中心行事として、全国の公園緑地の愛護団体、河川等の愛護や道路の愛護活動を通じ緑の保護育成を行っている団体、地域の緑化・緑の保全団体の関係者が一堂に集い、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進していくことを目的とした式典です。

令和7年度においては、第36回全国「みどりの愛護」のつどい（以下「つどい」という。）を森のホール21及び21世紀の森と広場（松戸市）で開催する予定としています。この企画運営業務では、高度な知識・技術及びノウハウが必要となる業務であることから、円滑に進めるため、実施能力のある業者に業務を委託します。

業務委託の発注にあたっては、業務内容が競争入札には適さないため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、受託候補者の選定を行うこととします。

## 2 委託業務

### (1) 業務名

第36回全国「みどりの愛護」のつどい企画運営業務委託

### (2) 業務内容

つどいに係る実施計画等の検討・作成、事前運営等に関すること

※詳細は、別添『第36回全国「みどりの愛護」のつどい企画運営業務説明書』のとおり。

### (3) 委託期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

### (4) 委託業務予算

金4,300千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※運営業務（令和7年度）については、企画運営業務（令和6年度）受託者と随意契約の予定。（ただし、令和6年度業務の成果が良好である場合に限り。）

### (5) 契約者

第36回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会（以下「実行委員会」という。）

### (6) 委託候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式

（プロポーザルの申込みのあった者に対してヒアリングを実施し、別に設置する第36回全国「みどりの愛護」のつどい企画運営業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により受託候補者を選定します。）

## 3 参加資格

次の（1）から（10）の条件を満たしている者とします。

共同企業体で参加する場合は、構成員のうち1者以上は（1）を満たすとともに、代表構成員については次の（2）から（10）の条件を満たし、その他の構成員については、（2）から（9）を満たすことを要件とします。

なお、同一企業が複数の共同企業体の構成員となること、同一企業が単独で参加し、かつ、共同企業体の構成員となることは認めません。

### (1) 千葉県内に主たる事業所を有していること。

（「主たる事業所」とは原則、登記事項証明書（登記簿謄本）に記載された法人の住所にある事務所（会社の場合は本店）とします。）

ただし、千葉県内に主たる事業所を置かない者は、千葉県内に主たる事業所を置く者との共同企業体によるものとします。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- (3) この募集の開始日以後のいずれの日においても、国、千葉県及び松戸市から指名停止等の措置を受けている者でないこと又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この募集の開始日以後のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 国税、千葉県税及び松戸市税の滞納がないこと。
- (6) 構成員の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 松戸市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 29 日松戸市条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (8) 公募日現在、松戸市入札参加業者資格審査基準（昭和 55 年 7 月 15 日松戸市訓令甲第 9 号）第 9 条第 1 項の資格者名簿、又は、千葉県の令和 6・7 年度版物品等入札参加業者適格者名簿に記載されていること。
- (9) 委託者との協力、連絡体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (10) 過去 10 年間、皇室が御臨席になり行われた全国規模の大会（行幸、行幸啓、行啓、お成り）で、元請（共同企業体での請負の場合は、その代表する構成員のみ。）として基本・実施計画策定、式典演出、会場設営業務等の受託実績があること。（受注した段階で皇室の御臨席が予定されていた業務も含む。）なお、「過去 10 年間」とは、平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間とする。

#### 4 現地説明会の開催

本プロポーザルに関する現地説明会を以下のとおり開催します。

説明会では、業務内容に加え、会場の概要を説明しますので、本プロポーザル参加を検討している場合はできるだけ出席してください。

なお、説明会を欠席したことによる不利益について実行委員会はその責任を負いません。

- (1) 日時  
令和 6 年 8 月 20 日（火） 9 時 30 分から
- (2) 集合場所  
21 世紀の森と広場管理事務所 パークセンター 2 階 多目的室  
（所在地：松戸市千駄堀 269 番地）
- (3) 申込方法  
説明会へ出席を希望される場合は、説明会参加申込書（様式第 1 号）を、  
令和 6 年 8 月 9 日（金） 17 時までにメール又は FAX にて提出してください。  
**送信後は必ず電話にて到達確認をしてください。**
- (4) 提出先  
第 36 回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会実施本部事務局  
（松戸市街づくり部公園緑地課みどりの愛護のつどい担当室 高橋、石坂）  
TEL：047-710-4992 FAX：047-710-4996  
メールアドレス：mcaigo@city.matsudo.chiba.jp

## 5 プロポーザルに係る質問及び回答

### (1) 質問方法

質問票（様式第2号）に質問内容、法人名、連絡先、担当者名等を記入の上、メール又はFAXにより提出してください。

**送信後は必ず電話にて到達確認をしてください。**

### (2) 提出先

上記4（4）と同じ。

### (3) 受付期間

令和6年8月2日（金）から8月22日（木）17時まで

### (4) 回答方法

令和6年8月27日（火）までに、説明会参加者（法人等ごとの連絡窓口者全員に対して）にメール又はFAXにより送付します。

## 6 プロポーザルへの申込み

本プロポーザルへの参加を希望される場合には、上記4の説明会の開催後、以下の要領により関係書類を提出してください。企画提案書の提出は、1者につき1案のみとします。

なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めませんので御注意ください。

### (1) 提出書類

ア 参加申請書等（様式第3-1号、様式第3-2号）

※参加申請者が共同企業体でない場合は様式第3-2号の提出は不要。

※様式第3-1号の申請者と様式第3-2号の代表構成員は同一とすること。

イ 誓約書（様式第4号）

共同企業体の場合は各々の構成員について作成

ウ 上記3（参加資格）の（1）、（5）及び（10）に該当することを証する書類

（「現在事項全部証明書（最新情報のもの、かつ、提出日前6ヶ月以内に発行されたもの）」、「国税、千葉県税及び松戸市税の納税証明書（提出日前6ヶ月以内に発行されたもの）」、「契約書の写し」等）

エ 共同企業体協定書の写し（任意様式）※共同企業体の場合のみ提出

共同企業体の名称、構成員、代表者、代表者の権限等を定めたもの

オ 企画提案書A及びB

※別添「第36回全国「みどりの愛護」のつどい企画運營業務委託に係る企画提案書作成要領」に従って作成

### (2) 提出部数

上記（1）アからエについては、紙ベースで原本1部のみ提出してください。

上記（1）オについては、紙ベースで正本1部及び副本7部提出してください。

併せて、電子データ（Word または pdf ファイル）を CD-ROM やメール等により提出してください。

### (3) 提出場所及び提出方法

次の提出場所に持参又は郵便書留により提出してください。また、電子データをメールで提出する場合には、次のメールアドレスに提出してください。

**持参以外により提出した場合には必ず電話にて送信した旨を連絡してください。**

#### 【提出場所】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5

第36回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会実施本部事務局

（松戸市街づくり部公園緑地課みどりの愛護のつどい担当室 高橋、石坂）

メールアドレス：mcaigo@city.matsudo.chiba.jp（受信容量：10MB）

- (4) 提出期限  
令和6年9月3日(火) 17時まで (必着)
- (5) 留意事項
- ア 企画提案書の作成、提出及びヒアリング対応など、本プロポーザル参加に係る費用は全て提案者の負担とします。
- イ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルの参加を認めません。
- ウ 提出期限後の書類の差し替え・修正は一切認めません。
- エ 提出された全ての書類は返却しません。
- オ 実行委員会実施本部事務局から交付している全ての資料について、他に公表することや使用することは認めません。
- カ 提出された企画提案書等は、選定作業に必要な範囲において複製することがあります。

## 7 審査方法

- (1) 参加資格の審査は、提出書類の受領後、実行委員会実施本部事務局（窓口：松戸市街づくり部公園緑地課みどりの愛護のつどい担当室）において行います。
- (2) 受託候補者の選定については、企画提案書の内容についてのヒアリングを実施し、選定委員会において審査します。

## 8 ヒアリングの開催

ヒアリングの日時、場所等は別途通知します。

## 9 受託候補者の選定方法

- (1) 受託候補者等の選定
- ア ヒアリング結果も踏まえ、選定委員会が最も優れた企画提案者を受託候補者として選定し、併せて次点も選定します。
- イ 選定委員会各委員の持ち点を合算した値の6割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とします。
- ウ 全参加者が最低基準点に満たず選外となった場合は、受託候補者なしとし、再度公募を実施するものとします。
- (2) 評価方法  
受託候補者等の選定は、各評価項目に基づき、各審査委員が評価点を付して行います。
- (3) 審査基準  
審査は次の審査基準により行うこととします。

評価事項	評価の着目点	配点
業務実績 ・ 実施体制	(1) 代表構成員の過去10年間における同種業務 <sup>※1</sup> の履行実績 (2) 統括責任者の過去10年間の同種 <sup>※1</sup> 又は類似業務 <sup>※2</sup> の履行実績 (3) 部門責任者の過去10年間の同種 <sup>※1</sup> 又は類似業務 <sup>※2</sup> の履行実績	15点
実施方針 ・ 実施手法	(1) 業務内容の理解度 (2) 実施方針の妥当性 (3) 実施手法の妥当性 (4) 「千葉・松戸の魅力」及び「千葉・松戸らしさ」の演出 (5) 提案内容の経済性	85点
計		100点

※1 同種業務：皇室御臨席で実施又は受注段階で皇室の御臨席が予定されている

た全国の全国規模の大会の企画運営業務（行幸、行幸啓、行啓、お成り）

※2 類似業務：1,000人以上を招待して開催された式典業務（国、地方公共団体が関与したものに限る）

(4) 審査結果の通知

- ア 受託候補者を選定した時は、速やかに選定された者及び選定されなかった者に対し、結果を通知（共同企業体の代表構成員に対して）します。
- イ 上記アの通知を行う場合は、選定されなかった者に対し理由を付するものとします。
- ウ 上記イにより非選定の通知を受けたものは、書面によりその理由について説明を求めることができますものとします。

(5) 失格

次に掲げる事項に該当するものは失格とし、審査の対象としません。

- ア 上記3の参加資格を満たさないもの
- イ 提出書類に不足があるもの
- ウ 提出期限を過ぎて提出されたもの
- エ 本実施要領の記載内容の定めを満たさないもの
- オ 企画提案書に虚偽の記載をしたもの
- カ その他審査結果に影響を与えるような行為が認められた場合

10 企画提案内容の取扱い

選定した受託候補者の企画提案内容をつどいの企画原案としますが、協議の上、その一部を変更することがあります。

11 契約の手続きについて

- (1) 上記9により選定した受託候補者に対して、企画原案等に基づき、契約締結の交渉を行います。
- (2) その者との契約が成立しない場合は、次点の提案者との交渉を行います。
- (3) 当初契約金額は、委託業務予算の範囲内の額とします。
- (4) 業務委託条件・仕様書等は、契約段階において、若干の修正を行うことがあります。

12 スケジュール（予定）

日付	内容
令和6年 8月 2日（金）	公告の開始
〃 8月 9日（金） 17時	現地説明会申込期限
〃 8月20日（火）	現地説明会の開催
〃 8月 2日（金）～	質問の受付
〃 8月22日（木） 17時	
〃 8月27日（火）	質問への回答
〃 9月 3日（火） 17時	提出書類の受付期限
〃 9月中旬	選定委員会（ヒアリング）の開催
〃 9月下旬	審査結果の通知
〃 9月下旬～	企画原案の協議
〃 11月上旬	契約の締結